

障害基礎年金 7月中に受給権者所得 状況届(現況届)を

6月下旬に日本年金機構から郵送された受給権者所得状況届(現況届)に、必要事項を記入して提出してください。

提出しないと、年金の支払いが一時停止されることがあります。

対象者 20歳になる前に初診日がある障害基礎年金受給者

●注意事項

◇診断書の用紙が同封されている人は、診断書も提出

◇ほかの公的年金や恩給などを受けている人は、支給停止額変更届も提出

◇平成30年1月2日以降に転入した人は、前住所地(平成30年1月1日現在の居住地)で発行された平成30年度(平成29年分)所得証明書が必要

●提出先

◇国保年金課

◇各地域行政センター(受給権者所得状況届(現況届)のみ預かり)

●問い合わせ先

国保年金課
☎(580)1848

ふるさと納税協賛企業および 返礼品追加募集説明会

今年8月末にふるさと納税(ともに創るまち大野城応援寄附金)返礼品の金額区分などの見直しを行う予定です。そこで返礼品として商品を提供する企業(協賛企業)および返礼品の追加募集に向けて、説明会を開きます。

- 日時 7月30日(月) ◇午後2時◇午後7時
31日(火) ◇午前10時◇午後2時
◇午後7時
- 会場 市役所新館4階 426会議室
- 各回定員 14社(1社につき3人まで)
- 申込方法 市ホームページ、または自治戦略課にある参加申込書に必要事項を記入し、申し込んでください。
- 申込期限 7月26日(木) 午後5時
- 申し込みと問い合わせ先
自治戦略課経営戦略担当 ☎(580)1806

平成30年度国民年金保険料の 免除・猶予申請の受け付けが 始まります

対象者 経済的理由などで保険料を納めることができない人

免除・猶予の種類 ◇全額免除◇4分の3免除◇半額免除◇4分の1免除◇納付猶予

免除・猶予期間 7月〜翌年6月

申請開始日 7月2日(月)

※7月の土曜開庁日(14日・28日)に限り、免除・猶予申請書の受け付けを行います。

必要なもの ◇年金手帳◇印鑑

※離職日が平成28年12月31日以降の場合は、離職票・雇用保険受給資格者証などの公的証明書

注意事項 学生は「学生納付特例制度」がありますので、この免除や猶予の制度は利用できません。

●申請と問い合わせ先

国保年金課

☎(580)1848



免除・猶予 (納める額)	免除期間の 受取年金額	所得審査	
		審査対象	所得基準
全額免除	全額納付した場合の2分の1	本人 配偶者 世帯主	(控除対象配偶者および扶養親族の人数+1)×35万円+22万円
4分の3免除 (4090円)	全額納付した場合の8分の5		78万円+各種控除額(扶養親族等控除額など)
半額免除 (8170円)	全額納付した場合の4分の3		118万円+各種控除額(扶養親族等控除額など)
4分の1免除 (1万2260円)	全額納付した場合の8分の7		158万円+各種控除額(扶養親族等控除額など)
納付猶予 ※40歳代まで	追納しないと年金額には反映されません	本人 配偶者	全額免除と同じ

※4分の3免除、半額免除、4分の1免除は、免除された残りの保険料を2年以内に納付しないと未納期間となり、年金受給資格期間や年金額には算入されません。